

商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 7 年 3 月 31 日経商第 1326 号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、商店街施設撤去支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安全・安心な商店街環境の確保を図り、商店街の活性化に寄与することを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) この要綱において、「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
- ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体
 - エ 別表 1 に掲げる要件をすべて満たした任意の商店街団体であつて、管理能力を有すると判断され得る団体（「権利能力なき社団」最高裁昭和 39 年 10 月 15 日判例）
 - オ 任意の商店街団体
- (2) 「商店街区」とは、次に掲げる範囲とする。
- ア 協同組合・商店街振興組合は、定款で定める「地区」の範囲とする。
 - イ 第 2 項第 1 号のア及びイ以外の商店街団体は、定款又は規約等に定める範囲とする。記載がない場合、所属する会員名簿の住所を連記した地域とする。

（補助対象者の範囲）

- 第 3 条 この要綱における補助対象者は、前条第 2 項第 1 号のアからエに定めた商店会とする。
- ただし、市長が認める場合についてはオに定めた商店会も対象とする。
- 2 本補助金の申請者は、本市が実施する「脱炭素取組宣言制度」に基づき、脱炭素化の取組を宣言するよう努めるものとする。

（補助金額）

- 第 4 条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

（補助対象及び補助対象経費）

- 第 5 条 この要綱における補助対象経費は、別表 2 に定める補助対象のうち、商店会が商店街区内に於いて自ら所有し、維持管理する施設の撤去にかかる費用とする。
- 2 次の各号に掲げる費用については、補助の対象としない。
- (1) 市外に設置されている施設の撤去に要する経費
 - (2) 公共機関等への許可申請等の手続に要する費用
 - (3) 電気事業者との契約変更等の手続に要する費用
 - (4) 公共事業による補償費で撤去する施設にあつては、当該補償費相当
 - (5) 道路法、建築基準法その他の関連法令に抵触する施設
 - (6) 広告及びこれに類似する表示を付記した施設
 - (7) 国及び県等から同趣旨の補助制度による補助金を受けている場合は、本件補助からその額を対象外とし、別表 2 の補助率、補助限度額の範囲内で対象とする。
 - (8) 収入印紙、振込手数料
 - (9) 別表 2 で掲げる補助対象外経費

（補助率及び補助限度額）

- 第 6 条 前条第 1 項に対する補助率及び補助限度額は、別表 2 のとおりとする。
- 2 補助金額の算出に当たり 1,000 円未満の端数が生じた場合は、1,000 円未満の端数を切り捨てる。
- 3 市長が撤去の緊急性又は合理性を認める場合については、第 1 項の規定に関わらず別に補助率及

び補助限度額を定めるものとする。

(認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする商店会（以下「計画認定申請者」という。）は、商店街施設撤去支援事業計画認定申請書（第1号様式。以下「計画認定申請書」という。）を、別表3に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長は施設工事の内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができる。また、市長が整備の緊急性又は合理性を認める場合については、計画認定申請を省略することができる。

2 前項の規定に関わらず、災害等緊急対応を申請する場合は、計画認定申請書の提出を省略することができる。

3 第1項に規定する計画認定申請書の提出期限は、施設整備等を予定する前年度7月末日までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない

(計画認定等)

第8条 市長は、前条第1項の計画認定申請書の提出を受け、必要な調査及び内容の審査を行った結果、撤去計画の内容が適当と認めるときは、商店街施設撤去支援事業計画認定書（第2号様式。以下「計画認定書」という。）を交付する。また、不適当と認めるときは、商店街施設撤去支援事業計画非認定書（第3号様式）を交付する。ただし、このことをもって補助金額を拘束又は保証するものではない。

(計画変更申請)

第9条 計画認定書の交付を受けた商店会が、撤去計画の内容を変更する場合は、速やかに商店街施設撤去支援事業計画変更申請書（第4号様式。以下「計画変更申請書」という。）に別表4に掲げる書類を添付して、市長に提出し変更の承認を得なければならない。ただし、計画認定された補助対象の数量の変更が30%以下の場合など市長が認める軽易な変更については、計画変更申請を省略することができる。

2 市長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、必要な調査を行い、適当と認めるときは商店街施設撤去支援事業計画変更承認書（第5号様式）を、不適当と認めるときは商店街施設撤去支援事業計画変更不承認書（第6号様式）を交付する。

3 計画認定書の交付後、商店会が撤去計画の中止又は取下げを行う場合は、速やかに商店街施設撤去支援事業計画認定取下届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による撤去計画認定の取下げの届出があったときは、前条の規定に基づく撤去計画の認定はなかったものとみなす。

(交付申請)

第10条 第8条における計画認定書を受け、補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする商店会は、商店街施設撤去支援事業補助金交付申請書（第8号様式。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表5に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長は撤去内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができる。

2 補助金の交付申請の提出期限は、各年度7月末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害等緊急対応を行う場合又は市長が必要と認める場合の提出期限は別に定める。

4 補助金規則第24条の規定による見積書の徴収は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 1億円以上の工事は、原則一般競争入札

(2) 1,000万円以上1億円未満の工事は、8者以上の指名競争入札又は5者以上の見積合せ

(3) 1,000万円以上の物品購入及び委託は、5者以上の指名競争入札又は3者以上の見積合せ

(4) 1,000万円未満の工事、物品購入及び委託は、2者以上の見積合せ

5 補助金規則第24条ただし書に規定する市内事業者による入札又は2者以上の見積書の徴収を行わない場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市内事業者によらないとき。

ア 事業の特殊性・専門性から、市内事業者では施工・調達が困難であると市長が認めたとき。

イ その他、工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

(2) 市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わないとき。

ア 公共事業と一体的に行う補助対象施設の整備事業で、施工内容や整備工程上、公共事業の施工業者と契約する必要があると市長が認めたとき。

イ 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約する場合、明らかに高額であると市長が認めたとき。

ウ その他、工事等の性質上、特定事業者が発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

6 第1項の規定により補助金の交付を受けようとする商店会は、補助金の交付申請に当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

7 次に定める事項に該当し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合にのみ、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「令」という。）第162条の規定に基づき、補助金を概算払により交付することができる。

(1) 商店会の所有する施設等を全撤去する場合

(2) その他市長が必要と認める場合

（事後申請）

第11条 自然災害や事故等により商店街施設が破損し、市民生活に重大な影響を与える、又は与える可能性があるるとみなされる場合である災害等緊急対応に限り、事後に申請することができる。

2 事後申請にあたっては、次のどちらも満たさなければならない。

(1) 商店会の所有する施設の破損を把握した後、速やかに市に報告すること

(2) 商店会の所有する施設の破損を把握した後、原則1か月以内に申請書を提出すること

3 事後申請を行い、補助金の交付を受けようとする商店会は、商店街施設撤去支援事業補助金交付申請書「災害等緊急対応」（第9号様式）に、別表6に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長は整備内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができる。

（交付決定等）

第12条 第10条及び前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 第10条に基づき補助金を交付する決定をしたときは、商店街施設撤去支援事業補助金交付決定通知書（第10号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、各補助金交付申請書を提出した商店会（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 前条に基づき補助金を交付決定及び交付額確定するときは、商店街施設撤去支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（第11号様式。以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

4 補助金を交付しない決定をしたときは、商店街施設撤去支援事業補助金不交付決定通知書（第12号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第10条に基づき交付申請し、補助金の交付を受けようとする商店会は、交付決定通知書の交付を受けるまでは、当該申請に係る事業を開始してはならない。

6 第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定をするにあたっては、第10条第6項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、当該交付申請の内容を審査し、適当と認められるときは、当該仕入控除税額を減額して決定するものとする。

7 第10条第6項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付すものとする。

（交付の条件）

第13条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、交付決定通知書により決定した施設撤去のみに充当し、他の目的に使用しないこと。
- (2) 交付決定通知書に反するとき及び次の各号に該当するときは、交付決定通知書を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。
 - ア 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたとき。
 - イ 施設撤去に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - ウ 交付申請書の宣誓事項に反したとき。
 - エ その他要綱に反したとき。
- (3) 補助金の使途について、必要があると認められるときは調査し、報告を求めることがある。

(変更等申請)

第 14 条 交付決定通知書の交付を受けた商店会が、補助事業の内容及び交付決定額を変更する場合や事業を中止又は廃止する場合（以下「変更等」という。）は、原則、事業実施開始前に速やかに商店街施設撤去支援事業変更等申請書（第 13 号様式。以下「変更等申請書」という。）に別表 7 に掲げる書類を添付して市長に提出し、変更等の承認を得なければならない。ただし、交付決定された補助対象の数量の変更が 30% 以下の場合など市長が認める軽易な変更については、変更等申請を省略することができる。

(変更等の承認)

第 15 条 市長は、前条の変更等申請書を受理したときは、必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の結果、市長は、適当と認めるときは商店街施設撤去支援事業変更等承認書（第 14 号様式）を、不適当と認めるときは商店街施設撤去支援事業変更等不承認書（第 15 号様式）を交付する。

(申請の取下げ)

- 第 16 条 交付決定通知書又は交付決定兼交付額確定通知書（本条において以下「交付決定通知書等」という。）の交付を受けた商店会が補助金規則第 9 条第 1 項の規定により、事業の取下げを行う場合は、商店街施設撤去支援事業補助金交付申請取下届（第 16 号様式）を市長に提出することとする。
- 2 補助金交付申請の取下げの期日は、原則として商店会が交付決定通知書等の交付を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過する日までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
 - 3 第 1 項の規定による取下げの届出があったときは、第 10 条における当該申請に係る補助金の交付決定又は第 11 条における交付決定兼交付額確定はなかったものとみなす。

(実績報告)

- 第 17 条 商店会は、当該事業の完了後、補助金規則第 14 条第 1 項の規定により、速やかに商店街施設撤去支援事業実績報告書（第 17 号様式。以下「実績報告書」という。）に、別表 8 に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。ただし、市長は事業内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定により実績報告を行う商店会は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

- 第 18 条 市長は、実績報告書の提出があったときは、商店街施設撤去支援事業完了調査表（第 18 号様式）に基づき審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。ただし、会計年度内に各実績報告書の提出が困難な場合は、履行の確認を補助事業の完了時又は会計年度内に行うものとする。
- 2 市長は、補助金交付額を確定したときは、商店街施設撤去支援事業補助金交付額確定通知書（第 19 号様式）により、前条の規定による実績報告書を提出した商店会に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 第 1 項における補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書（第 15 条第 2 項の規定により交付決定金額の変更を承認した場合は、商店街施設撤去支援事業変更等承認書）に記載された決定額を上回ることができない。

(補助金交付の請求及び交付の時期)

第 19 条 第 12 条第 3 項又は前条第 2 項の規定による通知を受けた商店会が、補助金の交付を受けようとするときは、商店街施設撤去支援事業補助金交付請求書（第 20 号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

3 令第 162 条に規定する補助金の概算払を希望するときは、第 10 条又は第 11 条に規定する交付申請書及び添付書類と併せて、商店街施設撤去支援事業補助金概算払確認書（第 21 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定後に商店街施設撤去支援事業補助金概算払請求書（第 22 号様式）を市長に提出しなければならない。

(原本証明)

第 20 条 商店会がこの要綱に基づく申請書等に原本の写しを添付するときは、代表者の原本証明をするものとする。

(状況報告)

第 21 条 市長は、補助事業者に対し本補助事業に係る商店街等の活性化の効果について、商店街施設撤去支援事業状況報告書（第 23 号様式）により状況報告を求めることができる。また、その状況により、指導・助言を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第 22 条 市長は、補助金規則第 10 条及び第 19 条第 1 項の規定に基づき補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、商店街施設撤去支援事業補助金交付決定取消等通知書（第 24 号様式）により、商店会に対して通知するものとする。

(関係書類の保存期間)

第 23 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 24 条 商店会は第 17 条第 1 項の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街施設撤去支援事業消費税仕入控除税額報告書(第 25 号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする

(理事の自己契約等があった場合に関する手続き)

第 25 条 事業の実施にあたり、商店会の代表者の経営する店舗等と契約するときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定に基づき、商店会がそのことを承諾したことを証する書面を申請書と併せて提出しなければならない。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱の施行に際し、横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱に基づき、令和 6 年度に計画認定を受けた事業については、次のとおりとする。

(1) 商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱第 8 条に基づく計画認定を受けたものとみなす。

(2) 補助事業内容を変更する場合は、第 9 条第 1 項に基づき、変更承認を得る必要があるも

のとする。

- (3) 令和6年4月1日施行の横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱に基づき算出された補助金額が、この要綱に基づき算出される補助金額を上回る場合には、補助金額は令和6年4月1日施行の横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱の補助率、補助限度額等を適用する。

別表 1 (第 2 条関係) 任意の商店街団体(「権利能力なき社団」(最高裁昭和 39 年 10 月 15 日判例))

1	団体の規約において、構成員の加入及び脱退並びに団体の解散の手續を定めているほか、団体の事務局・事務所の所在地が明記されていること
2	団体の規約において、意思決定について多数決の原則が明記されていること
3	構成員の変更が団体の存続に影響されないこと
4	団体の規約において、代表者の選出方法やその役割について定めがあること
5	団体の規約において、招集方法や定足数、議長の選出方法、議決事項、議事録の作成について定めがあること
6	団体の規約において、所有する財産に対する責任の負い方その他財産の管理方法について定めがあること

別表 2 (第 5 条、第 6 条) 補助対象、補助率、補助限度額、補助要件等、対象外経費

	補助対象	補助率	補助限度額（※１）		補助要件等	対象外経費
			計画認定の有無			
			あり	なし		
1	街路灯	50% （※2）	400 万円		1 補助金が交付された日が属する年度の翌年度から5年間、撤去を行う施設と同種の施設について同エリアに設置しないこと。	1 施設の新設に伴う撤去費 2 施設の撤去に伴い行われる、隣接家屋等の原状回復を超える程度の補修費用 3 施設に付設されている器具・施設等の撤去・移設費
2	アーケード アーチ 片アーチ					
3	その他商店会に係る設備、施設	50%	200 万円		1 下記のいずれかに該当するものであること。 （１）アーケード等に付帯するサイン施設・看板等 （２）その他市長が認めるもの	
4	災害等緊急対応			400 万円	1 台風や地震等の災害や事故等によって被害を受けた商店会が所有する （1）街路灯 （2）アーケード （3）アーチ （4）片アーチ （5）アーケード等に付帯するサイン施設・看板等 （6）その他市長が認めるものの撤去にかかる経費を補助対象とする。	1 施設に対して損害保険金等が支払われる場合は、当該損害保険金等で充当される復旧費用 2 施設の撤去に伴い行われる、隣接家屋等の原状回復を超える程度の補修費用

※ 1 1 商店会が複数の補助対象を申請した場合、申請年度に受けることができる補助金の補助限度額は 4,000,000 円とする。ただし、各補助対象の補助上限額を超えることはできない。
なお、上記の条件に災害等緊急対応は含まない。

※ 2 街路灯については、下記の条件をすべて満たす場合は、補助率を 90%とする。

- 1 商店会員数が 20 以下であること (当該年度の 4 月 1 日現在の会員数を基準とする)。
 - 2 所有する街路灯の基数が商店会員数の 4 倍以上であること。
 - 3 街路灯を撤去し、所有する街路灯の基数を商店会員数の同数以下とすること。
 - 4 撤去事業実施の前年度に計画認定されていること。
- ※令和 7 年度申請に限り、計画認定の条件は不要とする。

別表 3 (第 7 条第 1 項)「認定申請」の添付書類

1	撤去理由書 (第 1 号様式の 2)
2	案内図 (商店街区域、撤去予定施設の位置を記入すること。)
3	施設撤去計画を承認する総会等の議事録の写し
4	直近の総会等に報告した決算書及び予算書の写し
5	定款又は規約等の写し
6	会員及び役員名簿の写し
7	撤去予定施設の写真 (3 枚程度)
8	その他市長が必要と認める書類

別表 4 (第 9 条第 1 項)「計画変更申請」の添付書類

1	変更を承認する総会等の議事録の写し
2	商店街施設撤去支援事業計画認定書の写し
3	その他市長が必要と認める書類

別表 5 (第 10 条第 1 項)「交付申請」の添付書類

1	撤去工事概要書 (第 8 号様式の 2)
2	施設の撤去に係る関係機関 (道路管理者等) との協議書 (第 8 号様式の 3)
3	計画認定書の写し (計画認定されている場合)
4	案内図 (商店街区域、撤去予定施設の位置を記入すること。)
5	入札書又は見積書の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し (内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたもの)
6	事業実施及び事業実施予定者を承認する総会等の議事録の写し
7	総会等に報告した決算書及び予算書の写し
8	建築基準法、道路法、その他関係法例等に基づく確認書又は許可書の写し
9	施設整備等に関する民事上の承諾書等の写し
10	定款又は規約の写し
11	会員及び役員名簿の写し
12	撤去予定施設の写真 (3 枚程度)
13	その他市長が必要と認める書類

別表 6 (第 11 条第 3 項)「災害等緊急対応」の添付書類

1	撤去工事完了報告書 (第 17 号様式の 2)
2	施設の撤去に係る関係機関 (道路管理者等) との協議書 (第 8 号様式の 3)
3	案内図 (商店街区域、撤去予定施設の位置を記入すること。)
4	入札書又は見積書の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し (内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたもの)
5	施設撤去実施及び事業実施予定者を承認する総会等の議事録の写し
6	建築基準法、道路法、その他関係法令等に基づく確認書又は許可書の写し
7	施設撤去等に関する民事上の承諾書等の写し
8	定款又は規約等の写し
9	会員及び役員名簿の写し
10	総会等に報告した決算書及び予算書の写し
11	撤去予定施設の写真 (1 施設に対し 3 ～ 4 枚程度)
12	その他市長が必要と認める書類

別表 7 (第 14 条)「変更等申請」の添付書類

1	変更等を承認する総会等の議事録の写し
2	商店街施設撤去支援事業補助金交付決定通知書の写し
3	補助対象経費に変更がある場合、入札書又は見積書の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（補助対象経費に変更がある場合）（内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたもの）
4	その他市長が必要と認める書類

別表 8 (第 17 条)「実績報告」の添付書類

1	撤去工事完了報告書（第 17 号様式の 2）
2	契約書等の写し（契約金額が 100 万円未満の場合は省略することができる）
3	領収書等の写し
4	道路占用許可廃止届の写し（廃止の場合）又は道路占用許可の写し（数量変更の場合）
5	施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議で必要とされた書類
6	施設撤去後の写真（基礎部分の工事中の写真を添付すること。整備した全施設の写真を添付すること。）
7	その他市長が必要と認める書類

商店街施設撤去支援事業計画認定申請書

(申請先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フ リ ガ ナ
代表者氏名

(TEL ー)

商店街施設撤去支援事業の計画認定を受けたいので、商店街施設撤去支援事業補助金
交付要綱第 7 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 添付書類（添付書類にレ点を記入してください。）

No.	✓	添付書類
1	☐	撤去理由書（第 1 号様式の 2）
2	☐	案内図（商店街区域、撤去予定施設の位置を記入すること。）
3	☐	施設撤去計画を承認する総会等の議事録の写し
4	☐	直近の総会等に報告した決算書及び予算書の写し
5	☐	定款又は規約等の写し
6	☐	会員及び役員名簿の写し
7	☐	撤去予定施設の写真（3 枚程度）
8	☐	その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては原本の写しに相違ありません。

4 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- ☐ 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還する。
- ☐ 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。
- ☐ 占用物件の撤去又は管理のかしに起因して道路を損傷し又は汚損したときは、速やかに所管の土木事務所に届け出るとともに、その指示に従い道路を原状回復し、又はその費用を負担する。
- ☐ 上記の原状回復に関し、土木事務所に確認することなく、道路に占用物件の一部が残置された場合、その撤去費は商店会の自費により撤去する。

【脱炭素取組宣言のお願い】

当補助金の申請にあたっては、「脱炭素取組宣言」をお願いしています。

- ☐ 脱炭素化の取組を宣言しました（宣言がお済みの場合はレ点を記入）

団 体 名

代表者職・氏名

第1号様式の2（第7条第1項）

撤去理由書

該当するものにレ点を記入し、必要事項を記載してください。

団体名		団体名： 団体区分： ☐ 商店街振興組合、 ☐ 協同組合、 ☐ 一般社団法人、 ☐ 権利能力なき社団		会員数	人
事業連絡担当者		☐ 申請者と同じ場合は、レ点を記入。下記の記載不要。 役職・氏名 電話番号 メールアドレス			
撤去数	☐ 街路灯 _____ 基		☐ アーケード _____ 式・箇所		
	☐ アーチ _____ 基		☐ 片アーチ _____ 基		
	☐ アーケード等に付帯するサイン施設・看板等 _____ 台・基				
	☐ ミスト装置用水道管 _____ 式・箇所				
保有数	☐ 街路灯 _____ 基		☐ アーケード _____ 式・箇所		
	☐ アーチ _____ 基		☐ 片アーチ _____ 基		
	☐ その他（ _____ ） _____ 基・台				
理由	☐ 1. 老朽化により、安全確保のため撤去が必要なため ☐ 2. 事故や災害の影響を受け本体構造が損傷した等の理由により、そのまま存置することが危険であるため ☐ 3. その他（ _____ ）				
管理	☐ 業者による定期的な点検 _____ ☐ 会員による見回り _____ ☐ その他（ _____ ）				
概算資金計画	総事業費		_____ 円		
			内訳) ①施設名称： _____ 事業費： _____ ②施設名称： _____ 事業費： _____ ③施設名称： _____ 事業費： _____		
	補助対象経費		[A] _____ 円（税込・税抜）（※）		
	補助金申請額		[B] _____ 円（ [B]/[A] : _____ %）		
	補助金交付までの資金調達方法	予 算 額		備 考	
		自己資金	円	うち通常会費 _____ 円	
				うち臨時会費 _____ 円	
		借入金	円		
その他		円			
	合 計	円	(＝総事業費)		

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業計画認定書

年 月 日に申請がありました商店街施設撤去支援事業計画認定申請について、次のとおり認定しましたので通知します。

1 認定内容

2 事業完了年度

年度

3 交付申請について

当該事業に対する補助金の交付は未定ですので、市長が指定する日までに、当該事業に係る補助金交付申請を行ってください。

なお、当認定書の交付は、補助金額を拘束又は保証するものではありません。

4 市内事業者による見積合せ

1件の金額が100万円以上になる場合は、補助金交付申請に添付する入札書又は見積書の写しについて、市内事業者により、次のとおりに行った結果を添付してください。また、その際に市内事業者であることを証する書類（横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書の写し又は個人事業主の場合は住民票の写し等）についても提出してください。

ア 1億円以上の工事は、原則一般競争入札

イ 1,000万円以上1億円未満の工事は、8者以上の指名競争入札又は5者以上の見積合せ

ウ 1,000万円以上の物品購入及び委託は、5者以上の指名競争入札又は3者以上の見積合せ

エ 1,000万円未満の工事、物品購入及び委託は、2者以上の見積合せ

5 注意事項

計画認定された補助事業内容等に変更等がある場合は、計画変更申請書の申請や計画認定取下書の提出が必要となりますので、交付申請前に商業振興課までご連絡ください。

担 当

T E L

F A X

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業計画非認定書

年 月 日に申請がありました、商店街施設撤去支援事業計画認定申請については、次のとおり認定しないこととしましたので通知します。

○非認定理由

担 当

T E L

F A X

商店街施設撤去支援事業計画変更申請書

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フリガナ
代表者氏名

（TEL — ）

年 月 日 第 号により計画認定のありました、 年度商店街施設撤去支援事業補助金については、次の理由により変更をしたく、商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 総会等で変更が承認された時期

3 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変更前	変更後

(2) 補助事業の収支計画

収 入		
区分	変更前	変更後
自己資金	円	円
補助金	円	円
借入金	円	円
その他	円	円
支 出		
	変更前	変更後
予定事業費 (税込・税抜)	円	円

4 添付書類（添付書類にレ点を記入してください。）

No.	✓	添付書類
1		変更を承認する総会等の議事録の写し
2		商店街施設撤去支援事業計画認定書の写し
3		その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名 _____

代表者職・氏名 _____

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業計画変更承認書

年 月 日に申請がありました、商店街施設撤去支援事業計画変更申請
について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 計画認定書

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 交付申請について

当該撤去計画に対する補助金交付決定は未定ですので、市長が指定する日までに、当
該施設撤去に係る補助金交付申請を行ってください。

担 当
T E L
F A X

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業計画変更不承認書

年 月 日に申請がありました、商店街施設撤去支援事業計画変更申請については、次のとおり不相当と判断しましたので通知します。

○不承認理由

担 当

T E L

F A X

商店街施設撤去支援事業計画認定取下届

（提出先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フリガナ
代表者氏名

（TEL ー ）

年 月 日 第 号により計画認定のありました、商店街施設撤去支援事業計画については、次の理由により中止又は取下げを行います。

○ 中止又は取下げ理由

商店街施設撤去支援事業補助金交付申請書

(申請先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フ リ ガ ナ
代表者氏名

(T E L -)

商店街施設撤去支援事業補助金（ 年度）の交付を受けたいので、商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ . -

2 添付書類（添付書類にレ点を記入してください。）

No.	✓	添付書類
1	☐	撤去工事概要書（第 8 号様式の 2）
2	☐	施設の撤去に係る関係機関（道路管理者等）との協議書（第 8 号様式の 3）
3	☐	計画認定書の写し（計画認定されている場合）
4	☐	案内図（商店街区域、撤去予定施設の位置を記入すること。）
5	☐	入札書又は見積書の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたもの）
6	☐	事業実施及び事業実施予定者を承認する総会等の議事録の写し
7	☐	総会等に報告した決算書及び予算書の写し
8	☐	建築基準法、道路法、その他関係法例等に基づく確認書又は許可書の写し
9	☐	施設整備等に関する民事上の承諾書等の写し
10	☐	定款又は規約等の写し
11	☐	会員及び役員名簿の写し
12	☐	撤去予定施設の写真（3 枚程度）
13	☐	その他市長が必要と認める書類

3 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- ☐ 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還する。
- ☐ 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。
- ☐ 環境整備支援事業を活用し、設置された撤去対象施設及び撤去施設について、処分制限期間中ではないことを確認した。
- ☐ 商店会所有の構築物の設置又は管理のかしに起因して道路を損傷し又は汚損したときは、速やかに道路管理者に届け出るとともに、その指示に従い道路を原状回復し、又はその費用を負担する。【私道や私有地等除く】
- ☐ 上記に関し、道路管理者に確認することなく、商店会所有の構築物の一部が道路に残置された場合、その撤去費は商店会の自費により撤去する。
- ☐ 横浜市補助金規則第4条(補助事業者等の責務)「補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定されていることを確認し、適切に事業を実施する。

【脱炭素取組宣言のお願い】

当補助金の申請にあたっては、「脱炭素取組宣言」をお願いしています。

- ☐ 脱炭素化の取組を宣言しました（宣言がお済みの場合はレ点を記入）

なお、添付関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名

代表者職・氏名

撤 去 工 事 概 要 書

該当するものにレ点を記入し、必要事項を記載してください。

団体名		団体区分：□商店街振興組合、□協同組合、□一般社団法人、□権利能力なき社団			
申請区分		□計画認定対象 □計画認定省略 □災害等緊急対応		会員数	人
事業連絡担当者		□ 申請者と同じ場合は、レ点を記入。下記の記載不要。 役職・氏名： _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____			
計画認定		□計画認定あり（計画認定書番号 _____ 号） □計画認定なし			
対象及び数量		□ 街路灯 _____ 基		□ アーケード _____ 式・箇所	
		□ アーチ _____ 基		□ 片アーチ _____ 基	
		□ アーケード等に付帯するサイン施設・看板等 _____ 台・基			
		□ ミスト装置用水道管 _____ 式・箇所			
保有施設		□ 街路灯 _____ 基		□ アーケード _____ 式・箇所	
		□ アーチ _____ 基		□ 片アーチ _____ 基	
		□ その他（ _____ ） _____ 台・基			
撤去時期		年 月 ～ 年 月		設置年度： 年	
施工業者		名称： _____ 電話番号： （ ） 住所： _____			
要綱上の要件	対象施設		要綱第 3 条に適合しているか		(注)左記欄に記入 ○：適合・済 △：手続中 ×：不適合・未定 ー：対象外
	設置区域		商店街区域内か		
	関係法令との適合		占用許可・建築確認等の取得		
	意思決定の手続き		総会等で承認済みか		
撤去理由		□ 1. 老朽化により、安全確保のため撤去が必要なため □ 2. 事故や災害の影響を受け本体構造が損傷した等の理由により、そのまま存置することが危険であるため □ 3. その他（ _____ ）			
残った施設の管理・運営方法		□業者による定期的な点検 □会員による見回り □残った施設なし □その他（ _____ ）			
資金計画	総事業費		_____ 円 内訳) ①施設名称： _____ 事業費： _____ ②施設名称： _____ 事業費： _____ ③施設名称： _____ 事業費： _____		
	補助対象経費		[A] _____ 円（税込・税抜）(※)		
	補助金申請額		[B] _____ 円（ [B]/[A]： _____ %）		
	補助金交付方法	区 分	予 算 額		備 考
		自己資金	_____ 円		うち通常会費 _____ 円 うち臨時会費 _____ 円
		借入金	_____ 円		
		その他	_____ 円		
		合 計	_____ 円		(＝総事業費)

※ 補助対象経費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は税抜金額で算定してください。

（報告先）

横 浜 市 長

報告者 団体名等
役職等
代 表 者 氏 名

施設の撤去に係る関係機関（道路管理者等）との協議書

施設の撤去に向け、次のとおり関係機関（道路管理者等）と協議・確認を行いました。

1 協議日時： 年 月 日 時

2 撤去内容：

3 撤去予定数：

4 協議先： 担当者：

5 道路占用許可取得の必要性の確認と取得状況

（1）本補助金申請の補助対象物について、
道路占用許可の取得を （ 完了している ・ 完了していない ）

（2）施設の撤去後、道路占用廃止届の提出が （ 必要 ・ 不要 ）

6 施設を撤去するにあたって、原状回復が （ 必要 ・ 不要 ）であることを
確認した。

7 道路占用許可以外に必要とされた手続き

道路占用許可以外に必要となる手続きが ある ・ ない

（ある場合、具体的な手続き名称）

8 協議・確認内容

関係機関（道路管理者等）と協議した内容は以下のとおりです。

商店街施設撤去支援事業補助金交付申請書「災害等緊急対応」

(申請先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フ リ ガ ナ
代表者氏名

(TEL -)

商店街施設撤去支援事業補助金（ 年度）の交付を受けたいので、商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 添付書類（添付書類にレ点を記入してください。）

No.	✓	添付書類
1	☐	撤去工事完了報告書（第 17 号様式の 2）
2	☐	施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議書（第 8 号様式の 3）
3	☐	案内図（商店街区域、撤去予定施設の位置を記入すること。）
4	☐	入札書又は見積書の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたもの）
5	☐	施設撤去実施及び事業実施予定者を承認する総会等の議事録の写し
6	☐	建築基準法、道路法、その他関係法令等に基づく確認書又は許可書の写し
7	☐	施設整備等に関する民事上の承諾書等の写し
8	☐	定款又は規約等の写し
9	☐	会員及び役員名簿の写し
10	☐	総会等に報告した決算書及び予算書の写し
11	☐	撤去予定施設の写真（1 施設に対し 3 ～ 4 枚程度）
12	☐	その他市長が必要と認める書類

（裏面有り）

2 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- ☐ 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還する。
- ☐ 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。
- ☐ 環境整備支援事業を活用し、設置された撤去対象施設及び撤去施設について、処分制限期間中ではないことを確認した。
- ☐ 商店会所有の構築物の設置又は管理のかしに起因して道路を損傷し又は汚損したときは、速やかに道路管理者に届け出るとともに、その指示に従い道路を原状回復し、又はその費用を負担する。【私道や私有地等除く】
- ☐ 上記に関し、道路管理者に確認することなく、商店会所有の構築物の一部が道路に残置された場合、その撤去費は商店会の自費により撤去する。
- ☐ 横浜市補助金規則第4条（補助事業者等の責務）「補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定されていることを確認し、適切に事業を実施する。

【脱炭素取組宣言のお願い】

当補助金の申請にあたっては、「脱炭素取組宣言」をお願いしています。

- ☐ 脱炭素化の取組を宣言しました（宣言がお済みの場合はレ点を記入）

なお、添付関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名

代表者職・氏名

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、商店街施設撤去支援事業補助金（ 年度）
につきまして、次の条件を付けて交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ . -

2 交付決定の内容

3 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知において決定した施設撤去のみに充当し、他の目的に使用しないでください。
- (2) 施設撤去の実施にあたっては、道路管理者等と十分に協議を行ってください。
- (3) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街施設撤去支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 25 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (4) この通知に反するとき及び次の各号に該当するときは、この通知を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
 - ア 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき
 - イ 施設整備等及び維持管理に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - ウ 交付申請書の宣誓事項に反したとき
 - エ その他、商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱に反したとき
- (5) 事業の完了前に概算払により全部又は一部の交付金を受ける場合は、事業終了後速やかに精算し、事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に横浜市会計規則 概算払精算金の精算に係る報告書を提出してください。
- (6) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

4 注意事項

- (1) 交付決定された補助事業内容等の変更等がある場合は、事業変更等申請が必要となりますので、事業開始前に商業振興課までご連絡ください。
- (2) 契約金額が 100 万円以上の場合、実績報告書に契約書等の写しを添付する必要がありますので、ご注意ください。

担 当

T E L

F A X

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に事後申請がありました、商店街施設撤去支援事業補助金（ 年
度）につきまして、次の条件を付けて交付することに確定しましたので通知します。

1 補助金交付決定兼交付確定額

¥ . —

2 交付決定の内容

3 交付時期

貴団体からの適法な補助金交付請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

4 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知において決定した施設撤去のみに充当し、他の目的に使用しないでください。
- (2) 商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 23 条の規定により、この補助金の交付に係る一連の書類等は、補助金の交付を受けた日から 5 年間保存してください。
- (3) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街施設撤去支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 25 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (4) この通知に反するとき及び次のいずれかに該当するときは、この通知を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
 - ア 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき
 - イ 補助の目的に反して補助金を使用したとき
 - ウ 施設撤去等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - エ 交付申請書の宣誓事項に反したとき
 - オ その他、要綱に反したとき
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

担 当
T E L
F A X

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました、商店街施設撤去支援事業補助金交付申請
（ 年度）については、不交付と決定しましたので通知します。

○ 不交付理由

担当

TEL

FAX

商店街施設撤去支援事業変更等申請書

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フ リ ガ ナ
代表者氏名

（TEL — ）

年 月 日 第 号により補助金交付決定のありました、商店街施設撤去支援事業（ 年度）については、次の理由により変更等（変更・中止・廃止）をいたく、商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱第 12 条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変更等の理由

2 総会等で変更等が承認された時期

年 月 日

3 変更等の内容

(1) 補助事業の内容

変更等の前	変更等の後

(2) 補助金交付決定変更額

変更等の前	変更等の後
¥ . —	¥ . —

(3) 補助事業の収支計画

収 入		
区分	変更等の前	変更等の後
自己資金	円	円
補助金	円	円
借入金	円	円
その他	円	円
支 出		
	変更等の前	変更等の後
予定事業費 (税込・税抜)	円	円
予定事業費の内、 補助対象経費 (税込・税抜)	円	円

4 添付書類（添付書類にレ点を記入してください。）

No.	✓	添付書類
1		変更等を承認する総会等の議事録の写し
2		商店街施設撤去支援事業補助金交付決定通知書の写し
3		補助対象経費に変更がある場合、入札書又は見積書の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（補助対象経費に変更がある場合）（内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたもの）
4		その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名

代表者職・氏名

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業変更等承認書

年 月 日に申請がありました、商店街施設撤去支援事業変更等申請（ 年 度）について、次のとおり変更等（変更・中止・廃止）を承認しましたので通知します。

1 補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号

2 申請団体において変更等が承認された時期

3 変更等の内容

(1) 補助事業の内容

変更等の前	変更等の後

(2) 補助金交付決定変更額

変更等の前	変更等の後
¥ . ー	¥ . ー

担 当
T E L
F A X

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業変更等不承認書

年 月 日に申請がありました、商店街施設撤去支援事業変更等申請
（年度）については、不適當と判断し承認しませんので通知します。

○不承認理由

担 当

T E L

F A X

年 月 日

商店街施設撤去支援事業補助金交付申請取下届

(提出先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フリガナ
代表者氏名

(TEL —)

年 月 日 第 号により補助金交付決定のありました、
年度商店街施設撤去支援事業補助金申請については、次の理由により取下げま
す。

○ 取下げ理由

商店街施設撤去支援事業実績報告書

（提出先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フリガナ
代表者氏名

（TEL — ）

年 月 日 第 号により補助金交付決定のありました事業について、
商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項に基づき関係書類を添えて実績を
報告します。

1 補助金交付確定申請額

¥ . —

2 添付書類（添付書類にレ点を記入してください。）

No.	✓	添付書類
1	☐	撤去工事完了報告書（第 17 号様式の 2）
2	☐	契約書等の写し（契約金額が 100 万円未満の場合は省略することができる）
3	☐	領収書等の写し
4	☐	道路占用許可廃止届の写し（廃止の場合）又は道路占用許可の写し（数量 変更の場合）
5	☐	施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議で必要とされた書類
6	☐	施設撤去後の写真（基礎部分の工事中的写真を添付すること。整備した全 施設の写真を添付すること。）
7	☐	その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違あ
りません。

団 体 名

代表者職・氏名

撤 去 工 事 完 了 報 告 書

1 施設等概要

撤去施設等の名称			
施設等の数量	(基 ・ m ² ・ m)		
撤去完了年月日 (支 払 完 了 日)	年 月 日 (年 月 日)		
施 工 業 者	名称：連絡先 住所：：		
総 事 業 費	(税込・税抜) 円		
保 険 金 等 (災害等緊急の場合)	(税込・税抜) 円		
補 助 対 象 経 費 (※)	(税込・税抜) 円 (A)		
補 助 金 交 付 決 定 額	円 (B)	補助率 (B/A)	%

※補助対象経費を税込金額で報告する場合、事業完了後に消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、すみやか市長に報告してください

2 補助金交付までの資金調達状況

区分	金 額	内 容 備 考
会 費	円	通常会費充当 (円) 臨時会費徴収 (円) そ の 他 (円)
借入金 (長期的 融資)	円	銀行・信用金庫 支店 年 月～ 年 月 期間 利率 %／年 (か月)
借入金 (つなぎ 融資)	円	銀行・信用金庫 支店 年 月～ 年 月 期間 利率 %／年 (か月)
その他	円	
合 計	円	市補助予定額 (円)

商店街施設撤去支援事業完了調査表

調 査 日 年 月 日

調査者氏名		
所 属		

1 団体の概要

団 体 名		代 表 者 名	
所 在 地	〒	T E L	() -
会 員 数	店		

2 総事業費の内訳（該当するものにレ点を記入し、必要事項を記載してください。）

☒	施設の種類及び内容	数量	単価（円）	金額（円）
☐	街路灯 撤去			
☐	アーケード 撤去			
☐	アーチ 撤去			
☐	片アーチ 撤去			
☐	アーケード等に付帯する サイン施設・看板等 撤去			
☐	ミスト装置用水道管 撤去			
☐	街路灯撤去の定額補助			
	小計（補助対象経費）			
	補助対象外経費			
	合計（総事業費）			

3 施工等業者及び支払状況

施工等業者名	振込先金融機関	支払金額
		円
		円

4 市補助金予定額

	補助金額（円）	補助率（％）	備 考
横 浜 市 補 助 金	円	％	

5 写真 (2 ~ 3 枚)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業補助金 交付額確定通知書

年 月 日に事業実績報告のありました 年度商店街施設撤去支援事業補助金については、次の条件を付けて交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ _____ . ____

2 交付時期

貴団体からの適法な補助金交付請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、____年 ____月 ____日 ____第 ____号により交付決定された事業のみに充
当し、他の目的に使用しないでください。
- (2) この補助金の交付対象施設は、事業実績報告書及びこれに添えて提出された書類のとおりとします。
- (3) 商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 23 条の規定により、
この補助金の交付に係る一連の書類等は、補助金の交付を受けた日から5年間保存してく
ださい。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合
は、商店街施設撤去支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 25 号様式）により速やかに市
長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) この通知に反するとき及び次のいずれかに該当するときは、この通知を取り消し、既に
交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
 - ア 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき
 - イ 補助の目的に反して補助金を使用したとき
 - ウ 施設撤去等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - エ 交付申請書の宣誓事項に反したとき
 - オ その他、要綱に反したとき
- (6) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めること
があります。

担当

TEL

FAX

年 月 日

商店街施設撤去支援事業補助金交付請求書

（提出先）

横 浜 市 長

（請求者）

〒

住 所

団 体 名 等

役 職 等

フ リ ガ ナ

代表者氏名

印 ※1

補助金請求額 ￥ _____ . _____

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました商店街施設撤去支援事業補助金として、上記金額を請求します。

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
銀 行 信用金庫		支 店 出張所	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口 座 名 義 人	(フリガナ)		

※1 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、
下記に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んで下さい。

団 体 名 _____

代表者職・氏名 _____ 印

商店街施設撤去支援事業補助金概算払確認書

1. 申請団体名

2. 概算払いとなる理由

3. 概算払に係る承諾事項（□にチェック）

商店街施設撤去支援事業補助金の交付を概算払いで受ける場合、以下の点について承諾します。

☐ 実績報告書について、事業実施と並行して早期作成を進め、 年 月 日 までに必ず提出すること。

☐ 交付額確定によって戻入（払戻し）が生じた場合、 年 月 日までに金融機関で戻入金額の納付を完了し、その後直ちに「納付書兼領収書（戻入用）」の納入保管控えの写しを横浜市に提出すること。

年 月 日

団 体 名
役 職 名
代表者氏名

(提出先)

横 浜 市 長

(請求者)

$$\equiv$$

住所

团体名等

役 職 等

フリガナ

代表者氏名

印 $\times 1$

補助金請求額 ￥ . —

年 月 日 第 号で交付決定通知のありました商店街施設撤去支援事業補助金として、上記金額を請求します。

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
銀 行 信用金庫		支 店 出張所	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座 名義 人	(フリガナ)		

※1 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。

請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、
下記に記名・押印を願います。

請求補助金については、上記口座に振り込んで下さい。

图 体 名

代表者職・氏名 印

商店街施設撤去支援事業状況報告書

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フリガナ
代表者氏名

（TEL ー ）

年 月 日 第 号により交付決定を受け、撤去した施設等の状況について、次のとおり報告します。

1 報告内容

第 号
年 月 日

様

横浜市長

商店街施設撤去支援事業補助金交付決定取消等通知書

年 月 日 第 号で交付決定を行いました、 年度商店街施設
撤去支援事業補助金については、次の理由により補助決定の取消等〔取消（全部・一部）・
変更〕を行いましたので通知します。

○取消等の理由

○取消等の内容

担当

T E L

F A X

年 月 日

商店街施設撤去支援事業消費税仕入控除税額報告書

(提出先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所
団 体 名 等
役 職 等
フ リ ガ ナ
代表者氏名

(T E L —)

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた商店街施設撤去
支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

(単位：円)

1	補助金の額 (補助金交付額確定通知書の金額)	
2	補助金の確定時における 消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助 金に係る消費税等仕入控除税額 (B)	
4	補助金返還相当額 (B－A)	